

別表第1（第13条関係）

寄附の受け入れ対象となる空家等の条件

区 分	条 件
建物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木造又は軽量鉄骨造建築物であること。</li> <li>2 建物に物権又は賃借権が設定されていないこと。</li> <li>3 建物の所有者が市税を完納していること。</li> <li>4 寄附が可能なものであること（借地上に建っている建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を市に寄附できること。）。</li> </ol>
土地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。</li> <li>2 寄附後、維持管理に支障をきたすおそれがないこと。</li> <li>3 寄附後に災害防止等の措置を必要としないこと。</li> <li>4 維持管理について地域住民等の同意が得られること。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</li> <li>5 建物除却後の跡地利用が地域活性化のため計画的に利用に供されるものであること。</li> <li>6 土地の所有者が市税を完納していること。</li> <li>7 前各項に掲げるもののほか市長が別に定める要件に適合していること。</li> </ol>
周囲の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隣地に建物があり、空家等の倒壊による被害を受けるおそれがある、資材の飛散により近隣住民又は公道が被害を受けるおそれがある等、周囲に対して危険性があると判断されたもの</li> <li>2 周囲の景観を著しく損ねると判断されたもの</li> </ol>

別表第2（第14条関係）

## 建物の不良度判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点		
構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
		(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100		
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100			
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15			
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25			
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15			
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25			
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50			
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの		10	30
			(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの		20	
屋根		屋根が可燃性材料でふかかれているもの	10			
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10		
備考						
1 評点区分ごとに評定内容に応じた評点を合計した点数（当該点数が最高評点を超えるときは、最高評点とする。）を合算し、建物の不良度を測定するものとする。						
2 該当する評定内容が一の評定項目に複数存在する場合には、当該評定項目の評点は、その該当する評定内容に応ずる評点のうち、最も高いものとする。						
3 第1項により合算した値が100以上であるときは、当該建物を不良建物と判定するものとする。						

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

情報提供者 住 所  
氏 名  
連絡先

特定空家等に関する情報提供書

次のとおり、特定空家等に関する情報を提供します。

所在：鳥取市 町 丁目 番地
用途：1.戸建て住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.工場 8.倉庫 9.その他（ ） 10.工作物（ ）
構造：1.木造 2.鉄骨造 3.鉄筋コンクリート造 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.ブロック造 6.その他（ ）
階数：平屋・2階建・3階建・その他（ 階）
特徴：外壁色（ 色）、屋根（ 葺 色）、その他（ ）
1. 特定空家等となる根拠（該当に○をする） <ul style="list-style-type: none"><li>・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</li><li>・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態</li><li>・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</li><li>・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</li></ul>
2. 建物及びその敷地の状況（具体的な周囲に与える支障、悪影響など）
3. 空家等の状況（いつ頃からか、所有者等又はその親族の氏名及び所在、近況など）
4. 希望する改善方法（具体的に所有者にどのように対応してほしいかなど）



様式第3号（第4条関係）

（表面）

		第〇〇号	
立入調査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年	月	日	発行（年 月 日まで有効）
		鳥取市長	〇〇 〇〇 印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

- 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第4号（第5条関係）

空家等台帳

作成日 \_\_\_\_\_  
整理番号 \_\_\_\_\_

__地区	空家等の位置・所有者住所・状況	備 考
概 要	<p>【位 置】 鳥取市_____</p> <p>【所有者住所】 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>【状況】</p> <p><input type="checkbox"/> 屋根の一部が破損・落下（庇も含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 外壁の一部が破損・落下</p> <p><input type="checkbox"/> 建物の傾きが見受けられる</p> <p><input type="checkbox"/> 敷地内の草木が繁茂している</p>	<p>【構造】 ____造 【階数】 ____建</p> <p>【用途】 _____</p> <p>【関係者住所】 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>【措置状況】</p> <p>( _____措置_____年____月____日)</p> <p>( _____措置_____年____月____日)</p> <p>( _____措置_____年____月____日)</p> <p>(是正完了 _____年____月____日)</p>
写 真	<p>写真① _____ 写真② _____</p> <p>写真③ _____ 写真④ _____</p>	
所 見		

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

### 緊急安全措置実施通知書

あなたの所有する下記空家等は、倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫しており、道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ、かつ、直ちに周辺的生活環境に影響があると判断されたため、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第8条1項の規定に基づき緊急安全措置を講じましたので通知します。

#### 記

1. 対象となる空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

2. 緊急安全措置を講じた理由及び実施概要

3. 緊急安全措置の実施日

年 月 日（ ）

4. 緊急安全措置に係る費用

金 円

緊急安全措置業者

5. 費用負担について（該当に○をする）

- ・ 当該措置に係る費用を、速やかに鳥取市に収めてください。
- ・ 当該措置に係る費用は、発生しておりませんので不要です。

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

指 導 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 特定空家等の状態

3. 指導に係る措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

4. 指導に至った事由（法第2条第2項：該当に○をする）

- ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

### 勧告に対する意見陳述機会の付与通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第9条の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第1項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から14日以内に、鳥取市長に対し、意見書の提出又は公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

#### 記

#### 1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の住所及び氏名

#### 2. 勧告しようとする措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

#### 3. 勧告に至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

#### 4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

鳥取市都市整備部建築指導課長 宛

送付先：鳥取市

連絡先：

#### 5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第8号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

鳥取市長 様

氏 名 印  
住 所

勧告に対する意見陳述書

鳥取市より 年 月 日付け 第 号の勧告に対する意見陳述機会の付与通知書で通知のあった予定される勧告事項について、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第9条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に対する意見

（なぜ改善できないのか、どのように改善する予定か、具体的に記載）

3. その他当該事案に対する意見

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

勸 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の氏名及び住所

2. 勧告に係る措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

3. 勧告に至った事由（法第2条第2項：該当に○をする）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 勧告の責任者

鳥取市都市整備部建築指導課長

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第10号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

## 命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の氏名及び住所

2. 措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

3. 命ずるに至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

4. 命令の責任者

鳥取市都市整備部建築指導課長

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

### （教示）

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第11号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

### 命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から14日以内に、鳥取市長に対し、意見書の提出又は公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

#### 記

#### 1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市  
用 途  
所有者の住所及び氏名

#### 2. 命じようとする措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

#### 3. 命令に至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

#### 4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

鳥取市都市整備部建築指導課長 宛  
送付先：鳥取市  
連絡先：

#### 5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

氏 名 印  
住 所

### 命令に対する意見陳述書

鳥取市より 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書で通知のあった  
予定される勧告事項について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127  
号）第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

#### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 命令に対する意見

（なぜ改善できないのか、どのように改善する予定か、具体的に記載）

3. その他当該事案に対する意見

様式第13号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

### 命令違反事実公表予告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないため、既に同条11項の規定に基づき命令した旨を公示しております。

ついては、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表することを予告します。

なお、履行期限までに改善措置を講じることができなかつたやむを得ない理由等がある場合は、命令違反事実公表前意見書を公表予定日の5日前までに提出してください。

#### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用途

2. 所有者等の氏名及び住所

住所

氏名

3. 措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

4. 命ずるに至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

5. 命令の責任者

鳥取市都市整備部建築指導課長

連絡先：

6. 措置の期限 年 月 日

7. 公表予定期間及び公表方法

（1）公表予定期間

年 月 日から上記2に示す措置を実施するまでの期間

（2）公表方法

当該空家等の敷地に標識を設置するほか、鳥取市公式ホームページに掲載する。

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第14号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

氏 名 印  
住 所

### 命令違反事実公表前意見書

鳥取市より 年 月 日付け 第 号の命令違反事実公表予告書で通知のあった公表について、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第10条第2項の規定に基づき意見を述べます。

### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市  
用 途  
所有者の住所及び氏名

2. 改善できなかった事由

（なぜ改善できなかったのか、具体的に記載）

3. その他当該事案に対する意見



様式第15号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

命令違反事実公表通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないため、既に同条第11項の規定に基づき命令した旨を公示しております。

ついては、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地 鳥取県鳥取市  
用 途
2. 所有者等の氏名及び住所  
住 所  
氏 名
3. 措置の内容  
(なにをどのようにするか、具体的に記載)
4. 命ずるに至った事由  
(特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
5. 命令の責任者  
鳥取市都市整備部建築指導課長  
連絡先：
6. 措置の期限 年 月 日
7. 公表予定期間及び公表方法  
(1) 公表予定期間  
年 月 日から上記2に示す措置を実施するまでの期間  
(2) 公表方法  
当該空家等の敷地に標識を設置するほか、鳥取市公式ホームページに掲載する。

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第16号（第11条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市

用途

2. 所有者等の氏名及び住所

住所

氏名

3. 措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

4. 命ずるに至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

5. 命令の責任者

鳥取市都市整備部建築指導課長

連絡先：

6. 措置の期限 年 月 日

様式第17号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

戒 告 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の を  
行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推  
進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定  
空家等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1  
項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収し  
ます。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わ  
ないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地 鳥取県鳥取市
- (2) 用 途
- (3) 構 造 造 階建
- (4) 規 模 建築面積 約  $m^2$   
延べ床面積 約  $m^2$
- (5) 所有者の住所及び氏名

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市  
長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算  
して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起す  
ることができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定  
の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第18号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を  
年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませ  
んでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第  
9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律  
第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。ま  
た、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないこと  
を申し添えます。

記

1. する物件  
所 在 鳥取県鳥取市  
用 途 (附属する を含む) 約 m<sup>2</sup>
2. 代執行の時期  
年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
3. 執行責任者  
鳥取市都市整備部建築指導課長
4. 代執行に要する費用の概算見積額  
約 円

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市  
長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算  
して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起す  
ることができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定  
の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（表面）

第〇〇号

執行責任者証

鳥取市都市整備部建築指導課長 〇〇 〇〇

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

鳥取市長 〇〇 〇〇 印

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）記載の〇〇

鳥取県鳥取市〇〇〇〇〇〇の建築物の除却

2. 代執行をなすべき時期

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第20号（第13条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

氏 名 印  
住 所  
電話番号

寄附申出書

私は、特定空家等と認定された次の建物について、土地を含めて鳥取市へ寄附をしたいので、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第11条の規定により申し出ます。

建 物	所 在	
	建 物 用 途	
	規 模 構 造 等	造 階建て 延べ m <sup>2</sup>
	所 有 者	住所
氏名		
土 地	所 在	
	地 積	m <sup>2</sup>
	地 目	
	所 有 者	住所
氏名		
寄 附 申 出 の 理 由		

※ 添付書類 位置図、登記事項証明書、登記原因証明情報兼承諾書、印鑑登録証明等

様式第21号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

鳥取市長

寄附受納決定通知書

鳥取市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年条例第51号）第11条の規定により、  
年 月 日付けで寄附申出書の提出があった物件については、下記の通り決定しましたので  
通知します。

1. 受取承諾の可否

- ・承諾する
- ・承諾しない（理由 )

2. 建 物

所 在 鳥取県鳥取市

用 途

3. 土 地

所 在 鳥取県鳥取市

4. その他

様式第22号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

鳥取市長

### 命令違反過料処分通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないため、同法第16条第1項の規定に基づき、金 円の過料の支払いを命じます。

については、別に交付する納入通知書により上記金額を納付してください。

#### 記

1. 対象となる特定空家等

所在地 鳥取県鳥取市  
用途  
所有者の氏名及び住所

2. 措置の内容

（なにをどのようにするか、具体的に記載）

3. 命ずるに至った事由

（特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

4. 命令の責任者

鳥取市都市整備部建築指導課長  
連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

#### （教示）

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第23号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

鳥取市長

### 立入調査妨害等過料処分通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したため、法第16条第2項の規定に基づき、金 円の過料の支払いを命じます。  
については、別に交付する納入通知書により上記金額を納付してください。

#### 記

#### 対象となる空家等

- (1) 所在地 鳥取県鳥取市
- (2) 用途
- (3) 所有者の氏名及び住所

#### (教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。